

2018年4月26日

東急保険コンサルティング株式会社

ジャパン少額短期保険株式会社

弁護士費用保険『わたしの弁護士』を4月26日から販売開始

～通勤通学時のトラブル対策として、更なる安心をご提供します～

弁護士対応の潜在的なニーズに応え、更なる安心をより安く・簡単にご提供するため、通勤通学時の思いがけないトラブルが発生した際にご利用できる「弁護士ヘルプコール」サービスをつけた弁護士費用保険『わたしの弁護士』を販売します。

ウェブサイト専用で、保険料を1日10円※に抑えることによりご加入しやすい商品になりました。

東急保険コンサルティング株式会社(代表取締役: 芦沢 俊文、本社 東京都渋谷区)とジャパン少額短期保険株式会社(代表取締役: 杉本 尚士、本社 東京都千代田区)は、通勤通学者向けに共同企画した、弁護士ヘルプコール付き弁護士費用保険『わたしの弁護士』を2018年4月26日から販売を開始します。(弁護士ヘルプコールの概要は別紙1を参照)

毎日の通勤通学で予期せぬトラブルに巻き込まれた際、とっさに適切な対応を取るのには容易ではありませんが、その場で弁護士からの適切なアドバイスがもらえれば迅速に解決できる可能性が高まります。また、万が一、警察等に拘束されてしまった場合に国民には弁護士を依頼する権利がある一方で、いざ「弁護士を呼びたい」と思っても敷居が高く、なかなか連絡できないものです。

このような弁護士対応のニーズに応えるべく、簡単に無料で弁護士へ電話ができるサービスを付加した弁護士費用保険『わたしの弁護士』(引受保険会社: ジャパン少額短期保険(株))を企画しました。

1. 商品概要

『わたしの弁護士』は自動車保険等のオプションとして付加できる弁護士費用特約を自動車ユーザーでない人でもご加入しやすいように専用化した保険商品です。更に、弁護士費用保険、個人賠償責任保険等の補償額を抑える一方で、通勤通学時間帯に言いがかりや暴力、迷惑行為等を受けてトラブルとなった際に、弁護士への無料ヘルプコールを通じて弁護士対応サービスをご提供します。また、サービス対象範囲を、電車だけでなく、他の公共交通機関、自動車、自転車、徒歩での通勤通学時のトラブルにまで広げています。

多くの方が弁護士対応サービスをご利用できるように、保険料を1日10円※に抑えて、ご加入しやすい商品としました。

お申込みはQRコード等から専用ウェブサイトで、保険料のお支払いはクレジットカードやコンビニエンスストア等で決済できるため、お出かけ前の忙しい時でも、簡単にお申込みできます。

商品名称	『わたしの弁護士』
弁護士対応サービス (無料)	1. 弁護士ヘルプコール(保険期間中 1 回) ※詳細は別紙 1 参照 2. 弁護士相談サービス(保険期間中 3 回) 遺産相続、離婚問題、近隣問題、欠陥住宅、リストラ、いじめ、医療過誤、金融商品問題、ケンカ、子供のいたずら、引越事故、その他お困りごとを弁護士にメールで無料相談いただけます。
補償内容・保険金額 (詳細は別紙 2 参照)	弁護士費用等保険金:最高 100 万円、法律相談費用保険金:最高 10 万円 個人賠償責任保険金:最高 100 万円
保険期間	1年間
保険料	月払 340 円 または年払 3,650 円
申込手続	スマホ等から専用ウェブサイトでお申込みできます。 (https://www.japan-insurance.co.jp/lawyer/025230000/17)
保険料支払方法	クレジットカード、コンビニ払い、銀行振込
販売開始日	2018 年 4 月 26 日(木)

※保険料 1 日 10 円は年払い 3,650 円を 365 日で割り 1 日当たりの保険料を算出したものです。

2. 会社概要

【取扱代理店】

会社名 :東急保険コンサルティング株式会社
 代表者 :代表取締役 芦沢 俊丈
 本店所在地 :東京都渋谷区渋谷 1 丁目 16 番 14 号 渋谷地下鉄ビル
 開業日 :2001 年 11 月
 事業内容 :損害保険代理業・少額短期保険代理業 他
 資本金 :4 億 500 万円
 株主 :東京急行電鉄株式会社、東急不動産ホールディングス株式会社 他
 URL :<https://www.tokyu-hoken.co.jp>

東急保険コンサルティング(株)は、東急グループ唯一の専門保険代理店として誕生し、現在では東急沿線等にお住まいの個人のお客様から法人のお取引先様まで幅広く、ライフプランニングやリスクコンサルティング等のサービスをご提供しています。今後も、より多くのお客様にご満足いただけるサービスを展開していきます。

【引受保険会社】

会社名 :ジャパン少額短期保険株式会社
 代表者 :代表取締役 杉本 尚士
 本店所在地 :東京都千代田区大手町 2 丁目 1 番 1 号 大手町野村ビル
 開業日 :2007 年 11 月
 事業内容 :少額短期保険業
 資本金 :7 億円
 株主 :ジャパンベストレスキューシステム株式会社
 (東証 1 部 証券コード 2453)持株比率 100%
 URL :<http://www.japan-insurance.jp>

以 上

本件に関するお問い合わせ先
 東急保険コンサルティング株式会社 <https://www.tokyu-hoken.co.jp>
 TEL:03-5469-7200(代表)

【別紙 1】

通勤・通学 の思いがけないトラブルに…
あなたには、すぐに力になってくれる
弁護士はいますか?
「わたしの弁護士」という保険。
1日10円! 保険期間 ▶ 1年間 保険料 ▶ 年払3,650円
※ 保険料1日10円は年払い3,650円を365日で割り1日当たりの保険料を算出したものです。

弁護士ヘルプコール(概要)

<サービス対象者>

契約者向けのサービスです。保険申込完了後、お客様は携帯・スマホに「弁護士ヘルプコール」利用画面を bookmark 登録することで当サービスがご利用可能となります。

<通勤通学トラブル発生時の流れ>

- ① お客様は携帯・スマホの「弁護士ヘルプコール」利用画面のボタンを押します。
※事故現場からのみヘルプコール可(ご利用可能時間は平日 7～10 時と 17～24 時。)
- ② 上記①でボタンが押されると、提携弁護士の携帯・スマホに一齐にメールが送信されますので、今すぐ対応可能な弁護士はボタンを押します。
- ② 上記②でボタンが押されると、お客様の携帯・スマホへメールが届きますので、お客様から弁護士へ電話をします。電話が繋がりましたら、弁護士は弁護活動を行います。

<弁護士への経済的対価の負担>

事件発生後 48 時間に発生した弁護士の相談料、接見費用(交通費などを含む。)は、全額引受保険会社が負担します。(被疑者段階の弁護活動にかかる着手金は除きます。)
但し、お客様が犯罪行為を行っていたことが判明した場合、引受保険会社は弁護士報酬を負担しません。

<対象トラブルの具体例>

暴力を受けた、口論になった、酔っ払いに絡まれた、痴漢被害、痴漢冤罪、盗撮被害、盗撮冤罪

**【別紙 2】
補償内容**

	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金
個人賠償責任保険金	<p>日本国内において、被保険者が、次の偶然な事故により、他人にケガをさせたり、他人のものを壊したりして損害を与え、法律上の損害賠償責任を負担することにより損害を被った場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ●被保険者の住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故 ●被保険者の日常生活に起因する偶然な事故 	<p>1回の事故につき個人賠償責任保険金額を限度に損害賠償金をお支払いします。</p> <p>ただし、1回の事故で支払う個人賠償責任保険金が、保険証券等に記載された支払限度額に達した場合は、保険契約は失効します。</p>
弁護士費用等保険金	<p>日本国内における偶然な事故によって被害が発生した場合において、被保険者またはその法定相続人がその被害に関する損害賠償請求を弁護士に委任し、弁護士費用等を負担したことによって損害を被った場合</p>	<p>左記の損害の額とします。</p> <p>ただし、1事故につき被保険者1名ごとに100万円を限度とします。</p>
法律相談費用保険金	<p>事故によって被害が発生した場合において、被保険者またはその法定相続人がその被害について法律相談を行い、法律相談費用を負担したことによって損害を被った場合</p>	<p>左記の損害の額とします。</p> <p>ただし、1事故につき被保険者1名ごとに10万円を限度とします。</p>